

安城市後期高齢者福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 2 9 日

安城市長 三 星 元 人

安城市規則第 7 9 号

安城市後期高齢者福祉医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則

安城市後期高齢者福祉医療費助成条例施行規則（平成 2 8 年安城市規則第 8 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「確認したときは、」を「確認したときは」に改める。

第 1 3 条の見出しを「（その他）」に改める。

様式第 2 及び様式第 2 の 2 中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に交付されている改正前の様式第 2 及び様式第 2 の 2 による後期高齢者福祉医療費受給者証は、改正後の様式第 2 及び様式第 2 の 2 による後期高齢者福祉医療費受給者証とみなす。